

半田市水道事業 概算数量発注方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する工事において、設計積算業務の効率化を図るため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量 設計図書に示した平面図から算出した数量をいう。
- (2) 概算数量発注方式 当初設計において概算数量で積算する方式をいう。

(対象工事)

第3条 概算数量発注方式により発注する工事は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- (2) 委託業務等による詳細設計図がない工事

(工事計画図書の作成)

第4条 受注者は、概算設計図書及び概算数量発注方式設計仕様書に基づき工事現場を照査し、その結果を基に工事計画図書を作成し、発注者に提出するものとする。なお、変更が生じた場合も同様とする。

2 前項で定める工事計画図書は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 平面図、配管図、仮設配管図、舗装本復旧図及び区画線図等
- (2) 数量計算書等
- (3) 道路占用、道路使用許可申請書、道路工事届出書、工事案内、断水案内等工事実施に必要となる書類
- (4) その他、工事を実施するために発注者が必要と認めた書類

(工事計画図書の承認等)

第5条 発注者は、受注者から提出を受けた工事計画図書を審査し、工事計画図書を承認したときは、受注者へ通知するものとする。

(施工)

第6条 受注者は、発注者が承認した工事計画図書に基づき施工する。ただし、施工に伴い、変更事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。

(設計変更事務)

第7条 設計変更は、承認した工事計画図書に基づき行い、半田市設計変更事務取扱要綱に従い実施するものとする。

(留意事項)

第8条 概算数量発注方式に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計変更により安易に箇所、構造及び工法等の変更を行うことのないように留意する。
- (2) 工事計画図書の作成日数を工期に加算することができる。
- (3) 契約後、発注者は工事の意図を受注者に説明するものとし、参考となる資料があるときは受注者に貸与することができる。
- (4) 工事計画図書の作成費については、共通仮設費の準備工に図面作成費として計上するものとする。
- (5) 概算数量発注方式で発注する場合、発注図書の工事概要に【概算数量発注方式】と明示する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。